

令和3年第2回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 令和3年6月29日(火) 12:59~13:57
2. 場 所 : 第一会議室
3. 出席者 : 松野 丈夫学長職務代理, 平田 哲理事, 表 憲章委員,
原田 直彦委員, 房川 樹芳委員, 宮間 利一委員
4. 欠席者 : 浜野 恭義理事, 宮本 光明委員
5. 陪席者 : 鈴木 義幸監事, 桶 利光監事, 太田 貢学長政策推進室長,
佐々木事務局長, 松井事務局次長(総務・教務担当), 両國総務課長,
佐藤人事課長, 石坂会計課長, 押田施設課長

議事に先立ち、学長職務代理から、令和3年第1回経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について学長職務代理から発議及び資料1に基づき令和2事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)についての説明があった。

その後、委員から学長選考会議による学長解任申出の審議過程で明らかになったコンプライアンス違反についての記載が必要ではないかとの意見があり、審議の結果、当該内容の記載については学長職務代理に一任することが了承され、その他については原案のとおり了承された。

また、今後、軽微な修正等が生じた場合についても、学長職務代理に一任することが併せて了承された。

2. 第4期中期目標・中期計画(素案)の策定について

本件について学長職務代理から発議があり、次いで、平田理事及び両國総務課長から資料2に基づき第4期中期目標・中期計画(素案)の策定についての説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

3. 令和2事業年度決算について

本件について学長職務代理から発議があり、次いで、石坂会計課長から資料3に基づき令和2事業年度決算についての説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

4. 令和4年度概算要求について

本件について学長職務代理から発議があり、次いで、石坂会計課長及び押田施設課長から資料4-1, 2に基づき令和4年度概算要求についての説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

5. 給与規程等の一部改正について

本件について学長職務代理から発議があり、次いで、佐藤人事課長から資料6に基

づき給与規程等の一部改正についての説明があった。

審議の結果、原案のとおり了承された。

報告事項

1. 学長職務代理の設置について

学長職務代理から、次のとおり報告があった。

- ・吉田学長は、学長解任請求をめぐる混乱を本学内にもたらしたことを不徳の致すところと反省し、これ以上大学に混乱を招くことは本意ではないと考え、6月15日に文部科学大臣に辞任届を提出したが、その辞任届は現在、留保されていること。
- ・学長選考会議は、6月24日付けで文部科学大臣に吉田学長の解任の申出をしていること。
- ・このような状況のため、6月25日開催の臨時役員会において、6月26日から本学に学長職務代理を設置することが了承され、自分が学長職務代理の任を担うこととなったこと。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1に先立って行われた。)

2. 学長職務代理報告

学長職務代理から、次のとおり報告があった。

(1) 診療特別手当について

「診療特別手当」は、「本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める」こととなっていること。

ボーナスの支給対象になっていない医員及び研修医に対しては、6月期の「診療特別手当」の支給割合を50%とすること。

(2) 予算執行状況(4月分)について

石坂会計課長から、資料7に基づき、令和3年4月分の予算執行額及び令和3年度資金繰り表についての説明があった。

(3) 寄附金、受託研究、共同研究の受入れについて

令和3年3月分から令和3年5月分の寄附金受入状況については、資料8-1のとおりであること。

また、令和2年4月から令和3年3月末日までに受入れた受託研究及び共同研究については、資料8-2、3のとおりであること。

3. その他

学長職務代理から、経営協議会における委員の任期は2年であり、令和3年6月30日までとなっていること。次期の委員は、学長職務代理が指名及び任命し、次回の経営協議会の開催については、別途連絡する旨の報告があった。

以上